

平成18年12月20日
消 防 庁

「住宅防火情報」の発信を開始

住宅火災の死者数は近年増加傾向にあり平成17年には、記録の残る昭和54年以降で最多の1,220人となっています。今年も10月以降各地で多数の死者が発生する住宅火災が続いています。消防庁では本年6月1日に施行された改正消防法の周知とともに、住宅用火災警報器の早期設置等を広く呼びかけています。

今回、住宅火災による死者を低減し、一層の住宅防火対策の推進を図るため、全国の消防本部等から収集した住宅火災警報器の奏功事例（火災警報器設置により初期消火の成功や、死者発生を防いだ実例）等の情報を、「住宅防火情報」としてまとめ、各都道府県、市町村及び消防機関並びに広く国民に提供します。

なお、「[住宅防火情報](#)」は、消防庁ホームページ上で12月20日から発信します（別添）。

1 掲載情報

(1) 住宅火災事象

（複数の死者が発生した住宅火災又は、火災警報器が設置されていれば、人的被害が免れた火災等の重大事例）

(2) 住宅用火災警報器の奏功事例、悪質訪問販売等の発生事案

（火災警報器を設置したことにより、初期消火が成功した例又は死者の発生を防いだ実例）

(3) 悪質訪問販売等の発生事案

（悪質な訪問販売等による被害防止のため、手口を実例で紹介）

(4) 住宅防火行事

(5) トピック（活動紹介）等

2 今後の予定

随時、消防庁ホームページに掲載します。

【お問い合わせ先】

消防庁予防課予防係

担 当：^{あいだ}會田、沖野

電 話：03-5253-7523（直通）

F A X：03-5253-7533